様式１）

土 地 使 用 承 諾 書

記載例

土地及び地上物件に係る権利者（以下「権利者等」という。）は、第２に掲げる土地について、森林の維持造成を通じて県土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等を目的に、愛知県（以下「県」という。）が治山事業（以下「事業」という。事業実施における事業名は別表のいずれかによる。）を実施するにあたり、下記項目に同意の上、土地の使用を承諾する。

（承諾する期間）

第１　この土地使用を承諾する期間は、下記のとおりとする。

承諾の日　から　　年　　月　　日まで　※事業実施の時点で記入しますから、空欄にしてください。

（所在地等）

第２　この承諾する土地の所在地、面積等は次の表のとおりとする。

市町村／大字／字	地番	地目	面積	備考
※要望箇所の地番を記載してください。				

（土地使用に要する費用、負担等）

第３　土地使用に要する費用等は、以下のとおりとする。

（１）この土地使用に要する費用は、無償とする。

（２）この土地の公租公課は、権利者等の負担とする。

（３）この土地について第三者から受ける賠償金又は補償金は、権利者等に帰属するものとする。

（土地形質の変更等）

第４　事業の実施に伴い、土地形質の変更、土石萱株等の採取あるいは立木竹の伐採をする場合は、県が権利者等にあらかじめ協議するものとする。

２　事業施行により当該土地から発生する根株、末木枝条及び未利用な伐採木を、原則当該土地において自然還元するものとする。

（維持管理等）

第５　事業完成後の治山施設（以下「施設」という。）は、土地に附合する物であるため、当該土地に係る権利者の所有とする。

２　事業完成後においても、県による施設の維持管理や点検のための土地の立ち入りを承諾する。なお、施設などに異常な現象を発見した際は、県又は市町村へ連絡するなど適正な管理に協力する。

３　施設又は当該土地について、形質の変更、他の目的に使用しようとするときは、承諾する期間にかかわらず、あらかじめ県と協議する。

４　土地の権利を売却又は譲渡する場合は、承諾する期間にかかわらず、上記の項目の買受人又は譲受人がこれを継承する。

（協議）

第６　この承諾に関し疑義の生じた事項又はこの承諾に定めのない事項については、権利者等と県の双方で協議の上、別に定める。

年　　月　　日　※要望するにあたり、承諾日を記載してください。

愛　知　県　知　事　殿

土地及び地上物件に係る権利者

住所（所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

法人の場合、団体名と代表者氏名で記載

連絡先（電話）

※必ず記載してください。

別　表

復旧治山事業
山地災害重点地域総合対策事業
流木防止総合対策事業
緊急総合治山事業
緊急予防治山事業
水源地域整備事業
保安林整備事業（保安林改良）
保安林整備事業（保育）
予防治山事業
地域防災対策総合治山事業
治山施設機能強化事業
小規模治山事業
小規模治山事業（治山施設機能向上）
緊急小規模治山対策事業